

2011年4月8日

各位

株式会社損害保険ジャパン

東日本大震災のお客さま対応について（その3）

3月11日に発生した東日本大震災で被災された皆さまに謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早く復旧されますよう、お祈り申し上げます。

株式会社損害保険ジャパン（社長：櫻田 謙悟）は、3月17日にご案内いたしました、特別措置につきまして、よりわかりやすくさせていただくために猶予期間を延長いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。引き続き、迅速なお客さま対応を最優先に取り組んでまいります。

記

特別措置

被害を受けられたご契約者の皆さまに対し、被害発生から6か月間の「継続契約の締結手続きの猶予」ならびに「保険料のお支払いの猶予」の特別措置をご連絡いたしましたが、本猶予期間につきまして、「2011年9月末日」※まで延長いたします。

※ 自賠責保険における継続契約の締結手続きにつきましては、国土交通省が決定した自動車検査証の有効期間の伸長に伴い、被害発生から1か月間、また、有効期間が再伸長となる地域の自動車については2か月間猶予させていただきます。

詳しくは、以下お問い合わせ先までご連絡ください。

ご連絡・お問い合わせ先

■地震による被害のご連絡・お問い合わせ先

事故サポートデスク（24時間365日）

- ・自動車保険以外（火災・地震保険、傷害保険など）0120-727-110（無料）
- ・自動車保険 0120-256-110（無料）

■上記以外のご連絡・お問い合わせ先

- ・カスタマーセンター（平日：午前9時～午後8時、土日・祝日：午前9時～午後5時）
0120-238-381（無料）
- ・自賠責保険
0120-281-552（無料）（平日：午前9時～午後5時）

以上